

配偶者・パートナーからの暴力に悩んでいませんか？

★11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは？

配偶者(事実婚や元配偶者も含む)など、親密な関係にある、またはあった者からの暴力のことです。その被害者の多くは女性です。DVの目的は、暴力を使って「相手を支配しコントロールすること」です。

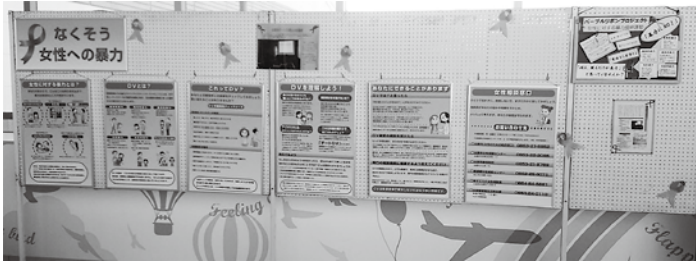
暴力の種類

暴力には、さまざまな種類があります。

- 身体的暴力
 - ・ 相手を殴る、蹴る
 - ・ 首を絞める
 - ・ 髪の毛を引っ張る
- 精神的暴力
 - ・ 大声で怒鳴る
 - ・ 束縛する
 - ・ ひどい言葉でののしる
- 性的暴力
 - ・ 性行為を強要する
 - ・ 避妊に協力しない
- 経済的暴力
 - ・ 生活費を渡さない
 - ・ お金の使い道を報告させる
 - ・ 借りたお金を返さない
- 社会的暴力
 - ・ 外出を妨げる
 - ・ 付き合いを制限する
 - ・ 交友関係や行動をチェックする

暴力は、一つではなく幾つものが重なって起きています！

啓発活動 なくそう 女性への暴力



～平成29年度の様子～

毎年、ゆめタウン出雲で「DV防止に向けた取組」をパネルで紹介しています。

☆展示期間 [11月1日(木)～11月30日(金)]☆

DV被害者を守る法律があります

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)があります。これまでDVは「家庭内のこと」「個人のこ」と見過ごされてきました。しかし、DVは重大な人権侵害であるとの認識のもと、社会全体で解決すべき問題とされています。

知っていますか？

AV(アダルトビデオ)出演強要問題 JK(女子高校生)ビジネス問題

～若年層の女性が被害にあっています～

まちで「モデルになりませんか？」などと、スカウトを装って若い女性が声をかけられ、アダルトビデオへの出演を強要されたり、「JKビジネス」と呼ばれる営業で性的な被害を受ける問題が発生しています。

このような問題で悩んだり、困ったりしている人は、一人で抱え込まずに相談しましょう。

内閣府では、啓発サイトを開設し、被害事例や相談窓口を掲載しています。

▶内閣府男女共同参画局ホームページ

内閣府 AV JK 検索

ひとりで悩まずに相談してください

女性相談窓口

【相談受付時間】月～金曜日8:30～17:00
(祝日・休日・年末年始除く)

- 出雲市女性相談センター
☎22-2085
- 出雲児童相談所女性相談窓口
☎21-8789
- 島根県女性相談センター
(電話相談のみ土・日対応可)
☎(0852) 25-8071
- 島根県女性相談センター西部分室
☎(0854) 84-5661
- 出雲警察署生活安全課(24時間対応)
☎24-0110

